

○旭市保育所再編整備検討会議設置要綱

令和５年９月１９日

旭市告示第１３９号

（設置）

第１条 旭市立保育所再編計画に基づく市立保育所の再編により、新たに設置しようとする市立保育所（以下「再編保育所」という。）の整備に関する事項について、有識者や市民からの幅広い意見を聴取するため、再編保育所ごとに旭市保育所再編整備検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条 各検討会議の参加者（以下「委員」という。）は、再編保育所の整備に関する事項について、市長の求めに応じ、意見を述べるものとする。

（組織）

第３条 委員は、１４人以内とする。

２ 市長は、次の各号に掲げる者に検討会議への参加を依頼するものとする。

(1) 学識経験者

(2) 再編の対象となる保育所（以下「再編対象保育所」という。）を利用する児童の保護者の代表

(3) 再編対象保育所の所在する地区の区長

(4) 再編対象保育所の所在する地区の福祉関係者

(5) その他市長が必要と認める者

（会長）

第４条 検討会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２ 会長は、検討会議の会議（以下「会議」という。）を進行する。

３ 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第５条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

（庶務）

第６条 検討会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、
会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。